

決済プラットフォームの動向

多田羅 政和 ●株式会社電子決済研究所 代表取締役社長／電子決済マガジン 編集長

スマホを利用したネット決済が実店舗にも普及してきた。また、新たな個人間送金サービスの登場や全銀システムの開放、デジタル給与の解禁など、銀行と決済サービス事業者の間の垣根が崩れ始めている。

■「ネット決済」が実店舗へ拡大

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経ち、この間、実店舗で買い物をする際にも、店員や店舗設備と客との間での物理的接触を回避する方法が急速に普及した。硬貨や紙幣の手渡しを伴う現金はこの観点からも敬遠され、キャッシュレス普及の追い風となった。

当初は電子マネーやタッチ決済、コード決済といったPOSレジや決済端末に接触せずに支払いを完了できる電子決済サービスが脚光を浴びる程度だったが、店での物理的接触を回避する動きは、「決済」からさらに「注文」の段階まで及び始める。一部のファストフードやコーヒーショップなどに限られていた、スマホアプリをフル活用する「モバイルオーダー」の仕組みが、レストランや食品スーパーといった一般の流通小売業まで広がりを見せている。

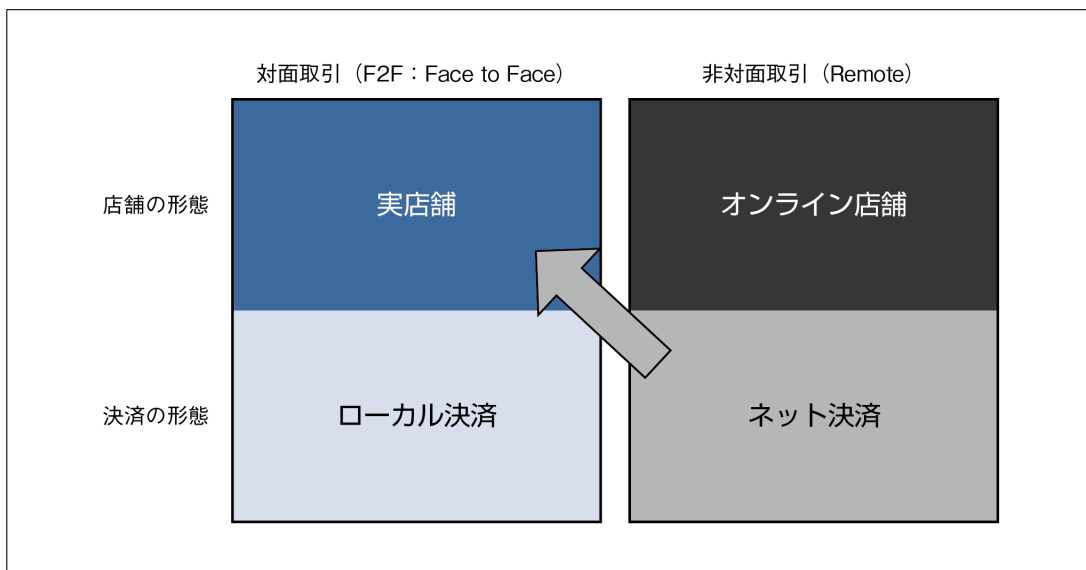
仕組みの中心となるのは、客が持っているスマホアプリである。客自身が店側が配信するスマホアプリを操作して、商品に貼付されたバーコードの読み込みなども駆使しながら、購入したい商品の種類や数を入力していく。注文内容が確定したら、最後に支払いの方法を選択する。ここでは、オンラインショッピングの要領で利用できるクレジットカードのほか、コード決済で認知を得たス

マホ決済などが利用できる。

かつての電子決済の考え方では、実店舗であれば各店舗が専用のPOSレジや決済端末を導入して決済する「ローカル決済」（オフライン決済）を、オンライン店舗であれば客が自分のパソコンやスマホにカード番号やコード決済のIDなどを入力して認証・決済を行う「ネット決済」を利用する、というように、対面取引と非対面取引の間に明確な違いがあった（資料2-1-6）。

ところが、スマホの普及により、実店舗であっても「ネット決済」を用いて支払いを完了できるようになったことで、導入を決める企業が増えていく。その背景には、企業側の事情として、人手不足に対応できる「省人化」システムへの期待が重なっていることも大きい。客のスマホを店側が最大限に利用させてもらうことで、店員や店舗設備（POSレジや決済端末）の削減が可能になる。客側も、レジ待ちの列に並んだりすることもなく、衛生的に注文や決済を自分のタイミングで済ませられるので、一石二鳥というわけだ。

もちろん、スマホ操作を好まない客への対応や、万引き防止対策、またクレジットカードをはじめ「ローカル決済」に対して相対的には高めと言われる「ネット決済」の加盟店手数料負担、などの課題は残っており、すべての流通小売業が移



出所：筆者作成

行すると考えるのは難しいが、2023年以降も業種業態を問わず、店舗オペレーションに「ネット決済」を組み込んだ実店舗が増えることは間違いない。

■ 「ネット決済」の認証強化に新3-Dセキュア

こうして実店舗にまで門戸を開き始めた「ネット決済」だが、近年は「ローカル決済」に比べて不正利用被害の件数や金額が急増していることから、実効性のある不正利用対策の普及が急務となっている。

たとえば、Visa、Mastercard、JCBなどの国際ブランドの決済カード（クレジット／デビット／プリペイド）をネット通販などで使用する際に、クレジットカード番号やセキュリティコードなどを直接入力して本人認証を行う方法は、2022年現在では安全性の観点からまったく奨励されていない。代替手段として2010年代に入って本格的に

広がり始めたのが「3-Dセキュア」と呼ばれる認証サービスである。あらかじめカードの発行会社に決済カードと紐付けた専用のIDとパスワードを登録しておき、オンライン決済の都度、カード発行会社との間でIDとパスワードによる追加認証を併用することで、安全性を高める仕組みだ。

とはいえこのIDとパスワードを肝心なタイミングで利用者が失念している場合も多く、消費者のせつかくの買い物気運をくじく可能性のあることがオンラインショップ側の反感を買った結果、過去10年間の普及は限定的と言わざるを得ないのが実情だった。

しかし、2022年10月にはその3-Dセキュアがサービスを終了（国際ブランドがサポートを終了）し、後継となる「EMV 3-Dセキュア（旧名称は3-Dセキュア 2.0）」に置き換わった。「EMV 3-Dセキュア」では、すべてのカード取引を無条件に追加認証の対象とはせず、客のネット環境や使用端末などの情報を基に不正リスクの有無につ

いてあらかじめ判定を行い、疑わしい取引だけを追加認証に誘導する仕組みに変更した。これにより、多くの正常な取引がパスワード入力などの追加認証なしに決済を完了できるようになった。

追加認証の方法についても、従来のような固定パスワードでなく、動的に生成されたワンタイムパスワード（OTP）をカード利用者の登録済み携帯電話番号にSMSで送信したり、スマートフォンの生体認証機能を活用したりするなど、「カード利用者が記憶していなくても」追加認証の手順を完了できるように改善された。

実際、「EMV 3-Dセキュア」を導入済みの企業では、不正利用の抑止とスムーズな決済の両立に手応えを感じているようだ。その一方で、導入にはシステム開発や運用に費用が生じることもあり、二の足を踏むオンラインショップも少なくないと想像されるので、同サービスを廉価に導入できるASPサービスの広がり期待したいところである。

■個人間送金の「ことら」サービス開始

2022年10月11日からサービスが始まった「ことら送金」は、スマホアプリの簡単な操作だけで、1回あたり10万円以内の金額を個人間で送り合うことのできる画期的な送金サービスである（「小（こ）口トラ（とら）ンスファー」の意味から「ことら」と命名された）。実態は銀行口座間での振込だが、送金手数料が無料、もしくは安価に設定されており、また送金相手の詳細な口座情報が不明でも、相手の携帯電話番号やメールアドレスさえ分かれば送金が可能なことから、割り勘の精算やお祝い金の授受、あるいは自分が保有する複数口座間でのお金の移動といった、日常で発生するちょっとした現金の受け渡しをデジタルに置き換えることができる。

サービス開始時点では20行の金融機関が対応

していたが、2022年11月24日には31行まで拡大しており、今後もことらに加盟済みの金融機関全57行（同10月11日時点）に順次広がっていく予定だ。また、ことら送金に利用できるスマホアプリは11種類（2022年11月24日時点）で、Wallet+、京銀アプリ、こいPay、J-Coin Pay、西日本シティ銀行アプリ、はまPay、BankPay、三井住友銀行アプリ、YOKA!Pay（熊本銀行）、YOKA!Pay（十八親和銀行）、YOKA!Pay（福岡銀行）となっており、これらのいずれかをを用いることで、携帯電話番号やメールアドレスと銀行口座の紐付け登録のほか、送金メニューが利用できるようになる。

ことら送金にかかる手数料はあくまで利用する金融機関が決定するが、これまでのところ対応するすべての銀行が無料で設定しているため、預金者にとって利用するメリットが大きい。また、ことらでは金融機関以外に資金移動業者にも参加を呼びかけており、実現すれば銀行口座とスマホ決済口座の間での小口送金がしやすくなる。

実は、ことらのようなスマホだけで完結する個人間送金サービス（Instant Payment）は数年前から海外で先行して導入が進んでおり、日本は後れをとった格好だ。「送金」は「決済」とは異なる概念だが、お金の情報が移動する点では類似しており、ことら送金が個人間送金のハードルをぐっと下げることで、電子決済の利用気運もさらに高まることが予想される。

■2023年春にデジタル給与が解禁

ことらの登場で銀行口座の利便性が上がる一方で、銀行免許を持たない一般の決済サービス事業者が提供する金融サービスにも大きな変化の波が到来している。

金融や決済サービスを電子的に提供しようとするれば、決済サービス事業者はいったんそのための資金を利用者から入金してもらう必要がある。ク

レジットカードであれば利用代金の支払いのため、プリペイド方式の電子マネーであれば事前に残高が必要となるため、決済サービス事業者は現金や銀行口座引き落としなどのチャネルを利用して、手数料などを事業者が負担しながら資金を入金してもらっているのが実情だ。

しかし、銀行が提供するデビットカードや銀行口座引き落としとしては、そうした事前の入金ハードルは極めて低い。なぜなら、多くの国民にとって生活資金の源泉となる給与や年金などは、現金手渡しではなく、銀行口座に振り込まれることが当たり前になっているからだ。このように「電子決済のための資金源があらかじめ定期的に確保されている」銀行は、銀行免許を持たない一般の決済サービス事業者に比べて初めから優位な立場にあるといえる。

この差を縮める可能性のある国の施策が「デジタル給与解禁」である。厚生労働省は2022年中に議論を取りまとめ、2023年4月1日以降、労働者の同意があれば、一定の要件を満たして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の「口座」に対し、雇用主が給与を支払うことを認める規制緩和を決定した。事業者の破綻時などに備えた厳しい審査条件や、サービス提供面での制約（たとえば資金移動業者の残高上限は100万で、それを超えた場合には速やかに銀行へ払い出せる体制が必要）は課されるものの、一般の決済サービス事業者にとって念願の「自前入金チャネル」が手に入ることになる。

ただし、従業員を雇用する側からすれば、デジタル給与のために決済事業者との契約や新たなシステムの開発などが必要になるため、二の足を踏む雇用主も多いと考えられる。また、現時点では

従業員側のニーズもさほど高くないだろう。そのため、当初は対応する資金移動業者のグループ会社などに利用がとどまることが予想される。

それでも銀行とフィンテックの間の垣根が下がったという点で、今回の規制緩和が将来の金融決済サービスに与える影響は決して小さくないはずだ。

■フィンテックも全銀システムと接続可能に

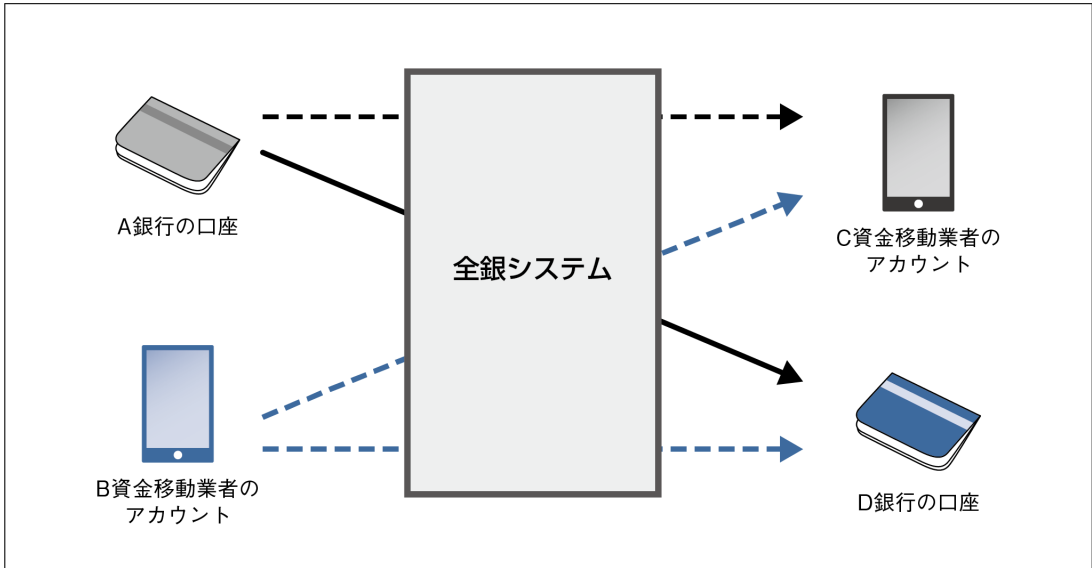
2022年は、一般の決済サービス事業者にとってビジネスチャンス拡大につながる規制緩和がシステム面でも進んだ。「全銀システムの資金移動業者への開放」である（資料2-1-7）。

全銀システムは、銀行間の資金移動（内国為替取引に関する通知の送受信、銀行間の為替決済額の算出・清算など）を集中的に行うオンラインシステムで、その接続先は1973年の稼働開始以来、銀行などの預金取扱金融機関に限定されてきた。

しかし、システムを運営する全国銀行資金決済ネットワークが2022年10月7日付で全銀システムの参加資格を拡大し、資金移動業者の参加が認められることになった。資金移動業者が全銀システムに接続することにより、銀行口座から資金移動業者のアカウントへの送金（またはその反対方向の送金）や、異なる資金移動業者のアカウント間での送金が可能になる。

資金移動業者にとっては、このように総論では嬉しい規制緩和が続くが、先述のこらにつなぐのか、全銀システムにつなぐのが得策なのか、あるいは両方につなぐべきなのか、メリットとコスト負担をそれぞれ天秤に掛けつつ、最適解を探る動きになるだろう。

資料 2-1-7 参加資格拡大後の全銀システムの接続イメージ



出所：「全銀システム参加資格拡大の決定について」、2022年9月、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク、https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20220915.pdf



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2023年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp